第六号様式別表十一一記載要領1中「若しくは第58条第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第２項、第３項若しくは第５項若しくは」を「又は」に改め、「又は別表10」を削り、同様式別表十一一記載要領2を次のように改める。

2　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

第六号様式別表十一一記載要領3中「調整後の控除未済欠損金額①＋②　③」を「調整後の控除未済欠損金額等①＋②　③」に改め、同様式別表十一一記載要領４を削り、同様式別表十一一記載要領5中「若しくは同条第４項」を「又は同条第４項」に改め、「又は平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合」を削り、「該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第３項」を「該当しない場合」の各欄は、同条第３項」に改め、「又は平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合」及び「並びに平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における同条第２項に規定する未処理欠損金額及び同条第５項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額」を削り、同様式別表十一一記載要領5を同様式別表十一一記載要領４とし、同様式別表十一一記載要領6を削り、同様式別表十一一記載要領7中「又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第８項第１号（同条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同様式別表十一一記載要領7を同様式別表十一一記載要領5とし、同様式別表十一一記載要領に次のように加える。

6　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。